

令和8年度（予約）

奨学金案内

<タイプB>

岩手県内高等学校全日制課程

無利息奨学金



公益財団法人岩手育英奨学会は、優れた生徒で経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与等を行うことにより、社会に有用の人材を育成することを目的としています。

☆ 奨学金は貸与です。卒業後返還することになります。

返還金は、後輩の奨学金として再び活用されます。奨学金を希望する人はこの案内書をよく読み、自分の現在・将来の生活設計に基づき、申込条件・返還方法等を考えて自分で申込みに必要な書類を書き、自分で申し込んでください。（家計の収入等、家族の方に相談しなければ書けないところは、よく相談して書いてください。）

公益財団法人 岩手育英奨学会

【申込みの条件】

岩手県に住所を有する者の子女で、県内の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）の第3学年（中学校以外は中学校第3学年に相当する学年とする。以下同じ。）に在学（中学校等卒業後1年以内の者を含む。）し、令和8年4月に県内の高等学校全日制課程に進学を希望する者で、学業・人物ともに優れ、健康上修学に支障がなく、経済的理由により修学が困難であると認められる者。

学力については、中学校等第1学年から第3学年（最近時まで）の学習成績の評定平均値が3.5以上の者。

家計については、家計支持者（父・母）の収入金額が本会で定める収入基準以下である者。（下記【所得のめやす】参照）

採用後、連帯保証人2名（保護者1名と別世帯で独立した生計を営む保証能力のある62歳以下の方1名 ※非課税世帯は不可）の届出が出来る者。証明書類として「印鑑登録証明書」及び「所得課税証明書」を添付。

【奨学金の種類と金額】

種 類	貸 与 金 額	摘 要
貸 与 月 額	15,000円	・5つのタイプより進学時に本人が選択してください。 ・貸与終了まで貸与月額の変更は出来ません。
	20,000円	
	25,000円	
	30,000円	
	35,000円	
入 学 一 時 金	50,000円	・希望者のみ、4つのタイプより選択してください。 ・4つのタイプより希望額を選択できる
	100,000円	
	150,000円	
	200,000円	

【奨学金の貸与期間】

令和8年4月から卒業するまで正規の修業年限です。

【収入・所得のめやす】

家計支持者（父・母）の収入・所得	4人世帯 (父, 母, 高校生1人, 中学生1人)	5人世帯 (父, 母, 高校生1人, 中学生1人, 小学生1人)	6人世帯 (父, 母, 高校生1人, 中学生1人, 祖父母)
給与収入金額の合計	約790万円	約829万円	約846万円
事業所得額・年金所得額等の合計	約330万円	約357万円	約369万円

※家計支持者（父・母）の収入金額が本会で定める収入基準の範囲内であること。

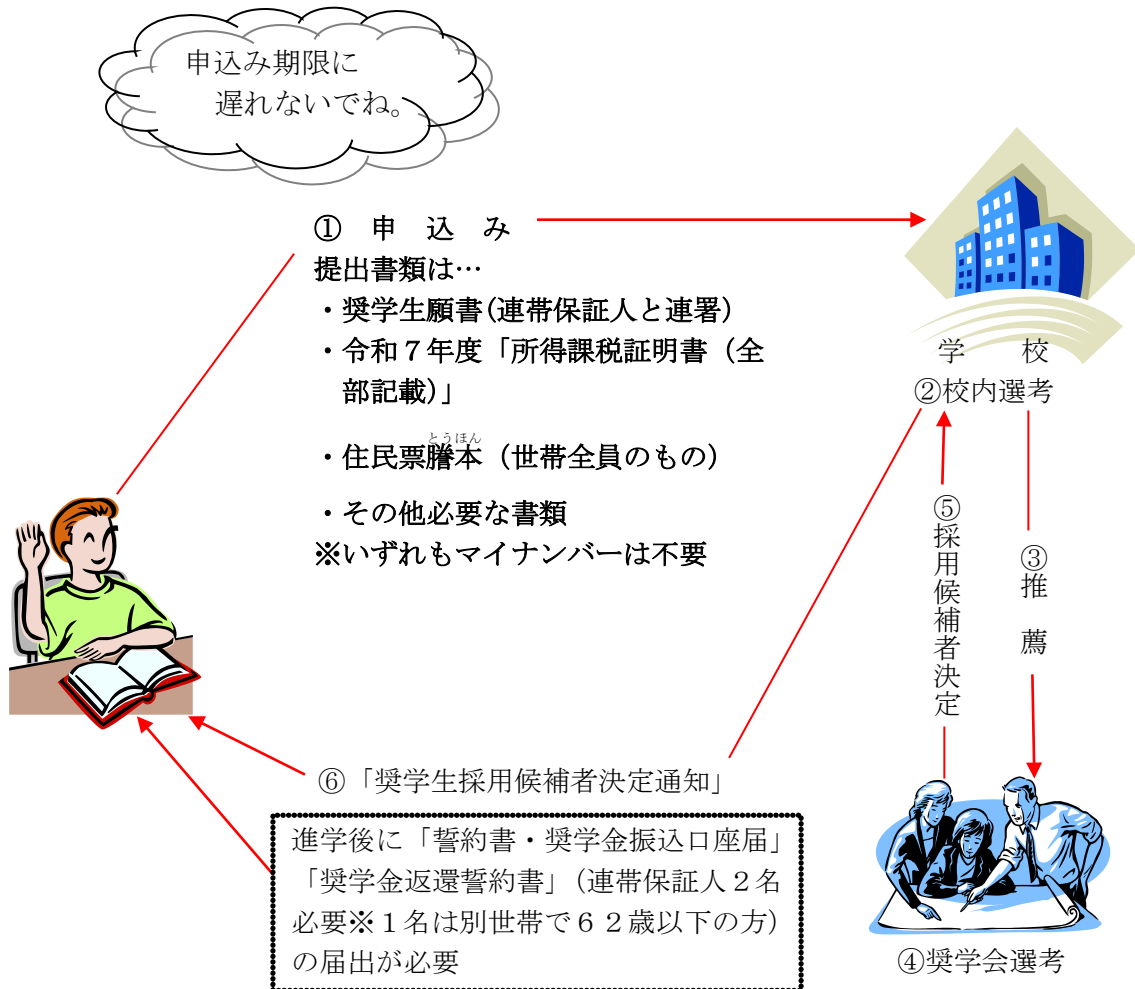
収入基準は、タイプAで定める別表2「収入基準額表」の二分の一とする。

- ・上記の表は4～6人家族をモデルとして計算しています。
- ・採用基準額は世帯の住居地、家族構成によって違います。そのためこの表はあくまでも申込みにあたっての参考としてください。

【申込みから決定まで】

☆奨学金に関する手続きはすべて学校を通じて行います。

高等学校予約奨学生（タイプB）の選考を行い、奨学生採用候補者を決定します。
申込者が多い場合、前頁の申込みの条件を満たしていても採用枠の関係で採用候補者とならないことがあります。



※進学したときの手続きは「奨学生採用候補者決定通知」でお知らせします。

【奨学生として採用されるためには】

高等学校へ進学後、入学した学校から交付される「誓約書・奨学金振込口座届」「奨学金返還誓約書」を学校の定めた期日までに提出してください。

また、誓約書には、本人・連帯保証人2名（保護者1名と保護者以外の別世帯で独立した生計を営む保証能力のある62歳以下の方1名。※非課税世帯は不可）の自署・捺印が必要となります。なお、証明書類として印鑑登録証明書及び所得課税証明書（全部記載）の提出が必要です。（連帯保証人の届けがない場合や、期日までに提出されない場合には、奨学生として採用されず奨学金は受けられなくなります。）

【奨学生になったら】

奨学生としての自覚を持ち、生徒にふさわしい生活態度で、学業に励んでください。
また、家計が好転したときは、奨学金を辞退してもらうことになります。

【奨学金の受け取り方法は】

奨学金は、2か月に1回、奨学生本人の普通預金口座へ直接振込みとなります。岩手銀行の口座をご用意ください。

【貸与が終了した後は】

奨学金返還誓約書にしたがって、返還してください。

奨学金は、先輩からの返還金を直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みとなっています。約束どおり必ず返還してください。

住所、氏名等に変更があった時は、必ず奨学会に連絡をしてください。連帯保証人についても同様に連絡してください。

【返還するには】

- 卒業後、銀行口座からの引落としにより返還することになります。
- 返還方法は「月賦」又は「月賦と半年賦の併用」があり、「借用の明細」提出時に選びます。
- 返還開始は貸与終了の6か月後から開始され、最大14年となります。なお、返還年数は借用金額により異なります。

(月賦払いの返還例：高等学校3年間36か月貸与の場合)

区分 (月額+入学一時金)	借用金額	返還年数	返還回数	1回あたりの返還額
例：月額 15,000 円+50,000 円	590,000 円	9 年	108 回	5,462 円
例：月額 20,000 円+100,000 円	820,000 円	10 年	120 回	6,833 円
例：月額 25,000 円+100,000 円	1,000,000 円	11 年	132 回	7,575 円
例：月額 30,000 円+150,000 円	1,230,000 円	12 年	144 回	8,541 円
例：月額 35,000 円+200,000 円	1,460,000 円	13 年	156 回	9,358 円

※端数は最終回で調整

【返還に困ったときは】

- 卒業後、進学したときや病気・災害・失職等の場合、願い出により一定期間返還が猶予されます。
 - 死亡又は精神若しくは身体の障がいにより労働能力を喪失したときは、本人、連帯保証人又は、遺族からの願い出により、状況に応じてその奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除されることがあります。
 - 卒業後、返還回数、返還月額の変更など返還に困った時は、当会にお問い合わせください。
- ★ 在学中のお問い合わせは、必ず在学学校を通じてお願いします。
- ★ この「奨学金案内」は、令和7年9月現在で記載してありますが、(公財)岩手育英奨学会奨学金貸与規程等が変更された場合には、変更後の規程が適用されます。

【その他】

- その他の奨学金との併願及び併給はできません。
- 生活保護世帯については、平成28年7月1日から奨学金を『就労や早期脱却に資する経費』に当てた場合、生活保護における収入認定から除外されることになったので、社会福祉事務所と十分に相談のうえ出願してください。

公益財団法人岩手育英奨学会

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県教育委員会事務局教育企画室内

電話・FAX 019-623-2050

ホームページアドレス <http://www.iwate21.net/ikuei-syougaku/>

<奨学生願書の書き方（記入例）>

◎ペン又はボールペンを使用し、修正液は使わないでください。

給与所得の場合

1/3ページ

令和8年度岩手育英奨学会奨学生願書（予約）<タイプB>

「進学希望校」欄
奨学生願書提出日現在、希望する学校を記入してください。

○**連帯保証人**は、保護者（父母又はそれに代わる人）です。
（未成年者は除く。）
○「氏名」は必ずその人に自署してもらい、「印」も押してもらってください。

○もう一人の**連帯保証人**は、保護者とは別世帯、別住所の独立した生計を営んでいる62歳以下の方 ※非課税世帯は不可
○候補者決定後、印鑑登録証明書と所得課税証明書の提出が必要です。

「**同一生計の家族**」欄
○「**家族**」は本人と生計を一にする人全員を記入してください。
※就学者は「就学者」欄に記入してください。
○「**年齢**」は申込時現在で記入してください。
○別居者には○印を続柄の左につけてください。

「**就学者**」とは、小・中・高校、高専、短大、大学、大学院、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）、専修学校（高等課程・専門課程）に在学人です。
（注）専修学校の一般課程及び各種学校（予備校等）など上記以外の学校に在学する人は「就学者を除く家族」欄に記入してください。

「**所得の種類**」は、給与、商業、工業、農業、林業、水産業、その他の区分で、該当するものを記入してください。
ア、「**給与所得**」とは俸給・給料・賃金・役員報酬・年金・恩給・賞与・専従者給与並びにこれらの性質を有する所得のことです。
イ、「**その他**」とは自由業、保険外交員、税理士等によって得ている収入と、利子・配当・家賃・賃金代・地代・内職収入・生活保護法による扶助費・失業給付金等の収入のことです。

「**収入・売上金額**」欄
・市町村発行の「令和7年度所得課税証明書（全部記載）」の収入金額を記入して下さい。
・同一人で2種類以上の収入があるときは、欄を上下に区分して記入してください。
・令和6年の途中で就職・転職（開業・転業等を含む）した場合や、令和7年に新たに就職した場合は、申込時現在の月収及び賞与等を参考にして、1年間分を推算してください。

「**所得金額**」欄
・給与所得の場合、参考1給与所得金額早見表を参照し記入して下さい。
・給与所得以外の場合、所得課税証明書の合計所得金額を記入して下さい。
・2種類以上の所得がある場合、欄を上下に区分して記入して下さい。

公益財団法人岩手育英奨学会 様 令和 7 年 10 月 30 日

下記の記載事項に相違ありません。貴会の奨学金を申し込みます。

フリガナ	氏 名	※ 性別	申込印	住 所					
ショウガク	ハルコ	男		〒020-8570 盛岡市内丸10-1					
本人氏名	奨学 春子	女		TEL 019 - 123 - 4567					
生年月日	平成 22 年 4 月 15 日生								
在 学 中学校	盛岡市立 育英中学校 (学園) 第3学年 1組	他の奨学金の有無	※ 有 () 無 ()						
進 学 希望校	岩手県立 盛岡 高等学校 普通科 (高等課程)	進学後の住 居	※ 有 () 無 ()	自宅 ・ 自宅外					
フリガナ	氏 名	※ 性別		住 所					
ショウガク	タロウ	男		〒020-8570 盛岡市内丸10-1					
連帯保証人 (保護者等)	奨学 太郎	女		TEL 019 - 123 - 4567					
生年月日	昭和 53 年 7 月 5 日生	本人との続柄	父						
※下記連帯保証人は、現時点での予定者で結構ですが、保護者とは別世帯、別住所の独立した生計を営んでいる62歳以下の方を御記入ください。候補者決定後、印鑑登録証明書と所得課税証明書の提出が必要となります。									
フリガナ	氏 名	※ 性別		住 所					
イクエイ	マナブ	男		〒020-1234 盛岡市大通20-1					
連帯保証人 (別世帯)	育英 学	女		TEL 019 - 123 - 6789					
生年月日	昭和 55 年 9 月 11 日生	本人との続柄	叔父						
生 計	続 柄	氏 名	年 令	職 業 ・ 勤 務 先 等	所得の種類	収入・売上金額 (税込) 万円	所 得 金 額 (税込) 万円		
就学者を除く家族	父	奨学 太郎	47	会社員	給与	378	38		
	母	奨学 花代	45	会社員	給与	125	0		
	弟	奨学 勉	5						
所得金額の合計額						6	38		
別居者に○印	本人	奨学 春子	15			7	28		
	兄	奨学 一郎	20	※国公立 (私立)	※小・中・高・高等・短大・大・専修	2年 ※自宅 (自宅)	8		
	姉	奨学 夏子	18	※国公立・私立	※小・中・高・高等・短大・大・専修	3年 ※自宅 (自宅外)	9		
				※国公立・私立	※小・中・高・高等・短大・大・専修	年 ※自宅 (自宅外)	10		
所得から差し引く	ア	母子・父子世帯 (子女が18歳未満及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯等)					(一律49万円)	11	
	イ	障がいのある人がいる世帯 (公営疾病の認定を受けた障がいのある人、常に就床を要する要介護の人等)					(1人につき60万円)	12	
	ウ	家計支持者が別居している世帯 (別居による、住居・光熱・水道・家具・家事用品の実費)					(71万円限度)	13	
	エ	長期に療養を必要とする人のいる世帯 (6か月以上療養中の人、療養を必要とする人)						14	

給与所得以外の場合

生 計	続 柄	氏 名	年 令	職 業 ・ 勤 務 先 等	所得の種類	収入・売上金額 (税込) 万円	所 得 金 額 (税込) 万円	
就学者を除く家族	父	奨学 太郎	47	会社員・農業	給与 農業	1302	1412	
所得金額の合計額						6	1	
別居者に○印	本人	奨学 春子	15			7	28	
	兄	奨学 一郎	20	※国公立 (私立)	※小・中・高・高等・短大・大・専修	年 ※自宅 (自宅)	8	
	姉	奨学 夏子	18	※国公立・私立	※小・中・高・高等・短大・大・専修	年 ※自宅 (自宅外)	9	
				※国公立・私立	※小・中・高・高等・短大・大・専修	年 ※自宅 (自宅外)	9	

・給与所得の場合

令和7年度 市民税県民税所得・課税証明書

合計所得金額	令和7年度	市民税内訳	県民税内訳
2,471,000 円	年税額	均等割額 所得割額	均等割額 所得割額
給与収入金額	100,600	3,000	57,400 2,000 38,200
3,766,555 円	雑損 0	扶養親族	
所得の種類	医療費 0	配偶者 普通	
給与所得 2,471,000	社会保険料 550,000	配偶者 老人	
	小規模企業 0	扶養 特定	
	生命保険料 67,000	扶養 同老	
	地震保険料 0	扶養 16未満	2
		扶養 その他	2
		合計所得金額は令和6年中分	

※ 所得金額は参考1給与所得金額早見表を参照し記入

・給与所得以外の場合

令和7年度 市民税県民税所得・課税証明書

合計所得金額	令和7年度	市民税内訳	県民税内訳
2,705,000	年税額	均等割額 所得割額	均等割額 所得割額
6,000	3,500	0	2,500 0
所得の内訳	雑損 0	扶養親族	
農業所得 205,000	医療費 0	配偶者 普通	
給与収入 3,805,000	社会保険料 492,000	配偶者 老人	
	小規模企業 0	扶養 特定	
	生命保険料 35,000	扶養 同老	
	地震保険料	扶養 16未満	1
		扶養 その他	2
		合計所得金額は令和6年中分	